

安城市養護老人ホーム移譲先法人の選考方法について

1 選考委員

安城市養護老人ホーム移譲先法人選考委員 7名

2 選考手順

(1) 書面審査

選考委員会事務局により、応募に係る提出書類について、必要事項の記載有無等における書面審査を実施する。

なお、書面審査を通過した応募法人が3を超える場合は、提出書類に基づき、選考委員による主な選考基準項目の採点を実施し、選考ヒアリングを実施する3法人を選定する。

(2) 選考ヒアリング

選考委員により、応募法人に対する選考ヒアリングを実施のうえ、安城市養護老人ホーム移譲先法人選考基準（以下、「選考基準」という。）に基づき、採点する。

(3) 各委員による採点

各委員が選考基準の項目ごとに採点し、合計点が高い順に順位を決める。

(4) 事業者の選定

- ① 第1位とした委員を最も多く獲得した法人を移譲先法人とする。
- ② 第1位とした委員を最も多く獲得した法人が複数の場合は、その法人の中で、第2位とした委員を最も多く獲得した法人を移譲先法人とする。
- ③ 以後同数の場合は、順に下げた順位とした委員を最も多く獲得した法人を移譲先法人とする。
- ④ 以上の手順により移譲先法人を選定できない場合は、主な選考基準項目において、合計点が高い順に各委員で順位を決め、①②③の手順で移譲先法人の選定を行う。

(5) 選外

各委員の点数の平均が、満点（250点）の6割に満たない場合は選外とする。

3 選考基準

- ①基本理念、基本方針、応募理由
 - ②組織運営、運営及び会計における透明性の確保
 - ③財務基盤
 - ④地域連携・地域貢献
 - ⑤事業運営計画（医療機関連携、各種管理体制、入所者処遇、収支計画等）
 - ⑥従事職員体制（職員の配置・確保及び採用の方針・資質向上策等）
 - ⑦施設整備計画（改修計画・事業スケジュール・資金計画等）
- の7項目について審査する。

※ 詳細は、「安城市養護老人ホーム移譲先法人選考基準」による。